

資 格 認 定 規 程

昭和46年 6月 3日 制 定
昭和52年10月 3日 一部改正
平成 9年 5月 7日 一部改正
平成10年 5月 6日 一部改正
平成12年 2月25日 一部改正
平成13年 2月24日 改 正
平成25年 4月 1日 改 正
平成29年 5月26日 改 正

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 公益財団法人日本知的障害者福祉協会（以下「本会」という）は、知的障害施設等における専門職員としての資格並びにその認定について、この規程により定めるものとする。

(資格の名称)

第 2 条 資格の名称は、知的障害援助専門員並びに知的障害福祉士とする。

第 2 章 資格認定審査会

第 3 条 本会は、委員会設置規程に基づき、資格の認定のための資格認定審査会（以下「審査会」という）を人材育成・研修委員会に設置する。

第 4 条 資格の認定は、審査会の認証又は審査を経て、本会の会長がこれを行う。

第 5 条 認定した者に対しては、資格認定証書を交付する。

第 6 条 審査会の座長は、人材育成・研修委員会の委員長がこれにあたる。

第 7 条 審査会の委員は、審査会の座長が推薦し、本会の会長が委嘱する。

第 3 章 知的障害援助専門員

(定 義)

第 8 条 知的障害援助専門員とは、主として知的障害のある人が利用する障害者施設・事業所において知的障害児・者の支援・援助にあたる専門職員の資格とする。

(認定の基準)

第 9 条 認定の基準は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本会が実施する知的障害援助専門員養成通信教育を修了し、審査会の認証を経た者。
- (2) 国が実施する国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科の課程を修了し、審査会の認証を経た者。この場合にあつては、これを証する書類を添付し、認定の申請を行わなければならない。

第4章 知的障害福祉士

(定義)

第10条 知的障害福祉士とは、主として知的障害のある人が利用する障害者施設・事業所において知的障害児・者の支援・援助に係る計画の策定、調整等とともに、支援・援助にあたる職員に対して助言、指導等を行う専門職員の資格とする。

(認定の基準)

第11条 認定の基準は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 知的障害援助専門員の資格を取得後、審査会が定める知的障害福祉の業務に2年以上従事した者。
- (2) 審査会が行う認定講習会を受講した者。
- (3) 審査会が行う認定試験に合格した者。

(付則)

第12条 認定講習会および認定試験は、平成13年度より実施する。

第5章 諸 則

(資格の取消)

第13条 資格を取得した者が、次の各号に該当したときは、その資格を取消するものとする。

- (1) 知的障害者の福祉に著しく反する行為があったとき。
- (2) 不正な方法で資格の認定を受けたとき。

(付則)

第14条 本規程は平成12年4月1日より適用する。

第15条 本規程以外の細則に関する事項については、別に定める。

第16条 本規程を改正または廃止しようとするときは、本会の理事会の承認をうけなければならない。

資格認定規程細則

資格認定規程の細則を次のとおり定める。

(資格認定審査会)

第1条 資格認定審査会（以下「審査会」という）は、審査会座長が招集する。

第2条 審査会の開催は、年2回と必要に応じて開催することができる。

(知的障害福祉士認定講習会)

第3条 審査会が行う知的障害福祉士の認定講習会は、次のとおりとする。

- (1) 受講対象者は、知的障害援助専門員の資格を取得し、別表に定める知的障害福祉の業務に2年以上従事した者。
- (2) 講習の内容は、審査会が企画するとともにその講師の選定を行う。
- (3) 認定講習会は、年1回実施し、2日間行う。

(知的障害福祉士認定試験)

第4条 審査会が行う知的障害福祉士の認定試験は、次のとおりとする。

- (1) 受験対象者は、当該年度の認定講習会を受講した者とする。
- (2) 認定試験は次の方法により行う。
 - ① 試験は、年1回実施し、認定講習会終了時に行う。
 - ② 試験問題は、選択式並びに論述式とする。
 - ③ 試験問題は、審査会が作成する。
 - ④ 試験の所要時間は3時間以内とする。
 - ⑤ 試験結果の評価・判定は、審査会が行う。